

平成30年度採用
川西市職員募集要項
< 保育士（経験者） >

< 受付期間 > 平成29年6月26日(月)～平成29年7月10日(月)(土日を除く)

< 試験日 > 平成29年7月23日(日)

【受付及び問い合わせ】

川西市教育委員会事務局

こども未来部総務調整室教職員課（市役所 3階）

〒666-8501 川西市中央町12番1号

TEL 072-740-1242(直通)

インターネットで採用情報を掲載しています

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>



1 採用予定人員及び受験資格

採用予定人員	受 験 資 格
1 名	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 昭和37年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人 (2) 保育士資格を有しているか、平成30年3月31日までに取得見込みの人で、同日までに保育士登録手続きを行い、平成30年4月1日から保育士として勤務できる人 (3) 幼稚園教諭免許状を有しているか、平成30年3月31日までに幼稚園教諭免許状を取得見込みの人 (4) 直近10年(平成19年6月1日から平成29年5月31日まで)中に保育所等(*1)において、通算5年(*2)以上の保育士等(*3)としての職務経験を有する者

地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

職種区分に応じた業務に従事することを基本としますが、専門分野や適性に応じ、職種区分以外の業務に従事することがあります。また、本市では、市立認定こども園の整備を進めており、採用後、認定こども園や幼稚園で勤務していただくことがあります。

職務経験について

* 1 保育所等とは、児童福祉法の規定により認可を受けた保育所を含む以下の施設をいいます。

児童福祉法に規定する児童福祉施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

学校教育法に定める幼稚園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園

* 2

「職務経験」は週31時間以上の勤務を6か月以上継続して勤務を行った経験が該当します。

複数の職務経験がある場合、通算することができますが、同一期間に複数個所で勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経験のみです。なお、休業していた期間は、職務経験に含めることはできません。

職務経験を通算する場合、1か月未満の日数は、30日を1か月として計算します。

職務経験期間の確認のため、合格発表後に職務経験証明書等を提出していただきます。職務経験期間の証明ができなかった場合は、採用されません。

* 3 保育士等とは、以下の職務をいいます。

保育士、幼稚園教諭、保育教諭

2 試験日時・場所

	日 時	会 場
第 1 次試験	平成 2 9 年 7 月 2 3 日 (日) (注 1) 午後 1 時集合 (受付 : 午後 0 時 40 分)	川西市役所他 (受験申し込み後に指定)
第 2 次試験	第 1 次試験合格者に対し、別途通知します。(8 月下旬実施予定)	

(注 1) 第 1 次試験の集団面接については、申込人数により 7 月 2 2 日 (土) に変更する場合があります。受験票で確認ください。

身体的障がいにより、試験会場で特別な配慮を必要とする方は、受験申込書の提出の際に申し出てください。

3 試験科目

	科 目	形 式	試 験 内 容
第 1 次試験	専門 (90 分)	択一式 (30 題)	社会福祉、児童家庭福祉 (社会的養護含む。) 保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健 (精神保健を含む。)
	集団面接		
第 2 次試験	作文 (60 分) 、実技 [ピアノ・歌 (絵本の朗読を含む。) ・絵画] 、個人面接		

4 申込手続

必要書類	<p>本市所定の申込書又は統一応募書類 写真 1 枚 (申込前 3 カ月以内の撮影、上半身、無帽、たて 5 cm × 横 4 cm) を所定欄に貼付すること。 8 2 円切手を貼った返送用封筒 2 通 (長形 3 号 : 12cm × 23.5cm ・受験票、合否通知の送付に使用しますので申込者の宛名を記入すること。) 幼稚園教諭免許状、保育士資格を既に取得している人は、その写し (両面) を添付すること。</p> <p>【郵送での申込み】 角形 2 号封筒を使用し、受験申込書等の必要書類と 8 2 円切手を貼った長形 3 号の返送用封筒 2 通を同封のうえ、簡易書留郵便で受付期間内に到着するよう郵送のこと。 7 月 1 4 日 (金) までに受験票が到着しない場合は、総務調整室教職員課へ連絡をしてください。</p>
受付場所	川西市教育委員会事務局 総務調整室 教職員課 (川西市役所 3 階)

受付期間	平成29年6月26日(月)～平成29年7月10日(月)(ただし、土日を除く。) 午前9時から午後5時30分まで 7月10日(月)午後5時30分を過ぎて到着した郵送による申込みは、いかなる理由があっても受付できません。
------	---

5 試験結果の開示

この試験結果の開示については、市所定の書面により開示請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(受験票及び運転免許証、旅券等)を持参のうえ、受験者本人が直接請求してください。

請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験、第2次試験の不合格者	総合得点及び順位	第1次試験結果通知及び第2次試験結果通知の日からそれぞれ1か月間	総務調整室教職員課

6 給 与

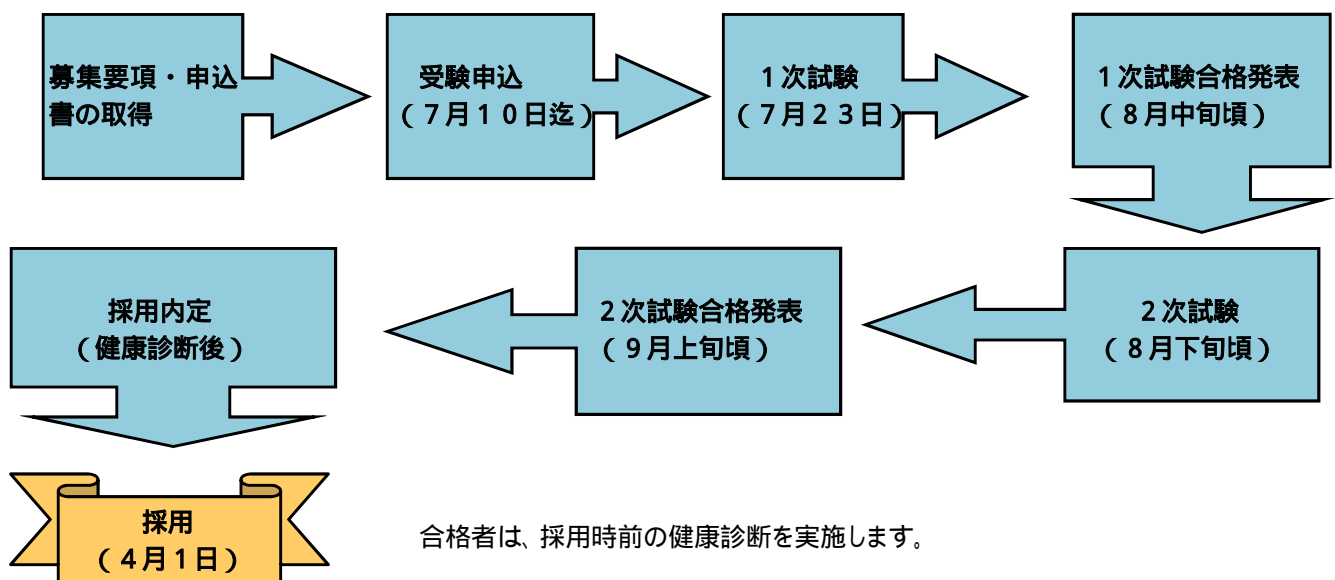
	初任給月額(地域手当を含む)	諸 手 当
大 学 卒	198,440円	扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等をそれぞれの規定に基づき支給します。
短 大 卒	178,970円	

上記の額は、平成29年4月1日現在の新卒基準の額です。

(人事院勧告に準じるなどの理由により、採用時に変動することがあります。)

民間経験等、前職のある人については、加算する場合があります。

7 採用までの流れ



地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除く外、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条（校長・教員の欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者